

法律 相談室

Q 「HP制作」契約解除できる？

個人事業主です。先日、ある業者から店に電話があり、店のホームページ（HP）制作の勧誘を受けました。断り切れずに店で担当者との会い、結局依頼したのですが、制作に必要なと言われ、総額100万円以上のパソコン関連機器をクレジットで買うことになりました。ただ、高額なクレジットを組んだことが不安です。この契約は解除できますか。

なお、事業者に対する訪問販売において、クーリングオフが困難であるのはHP制作商法にとどまりません。電話機、複合機、節電器などの契約でも、同様の問題が発生する可能性がありますので、同じく十分に注意する必要があります。事業者の方々が訪問販売を受ける際には、担当者の説明を

クーリングオフには困難も

業者が営業
所以外の場所
で契約する取
引は、特定商
取引法上の訪問販売（同法
第2条）に当たります。
訪問販売では一定の例外
を除き、業者から申込書や
契約書を受け取ってから8
日以内であれば、クーリン
グオフという制度を利用
し、無条件で契約の解除
ができます。また、クーリ
ングオフはクレジット会社
に対しても行うことができ
ます。

近年の判例には、契約名
義などの形式面だけではな
く、取引の実態を考慮し、
訪問販売を受けた側にとっ
てこの要件が当てはまらな
ければクーリングオフがで
きる。とされたものもありま
す。しかし、相談事例は事
業広告であるHPの制作に
関する契約ですから、事業
者である相談者の「営業の
ため」と解されれば、クー
リングオフで契約を解除す
ることができません。民法
が規定する詐欺、錯誤など
を自ら証明して契約の取り
消しや無効を主張できるに
とどまります。

相談事例のような販売手
法は一般にHP制作商法と
呼ばれており、HPの制作
を契機に必要な言い難い
パソコン関連機器について
高額なクレジット契約やリ
ース契約を結ばせるのが特
徴であり問題点です。事業
者であるが故にクーリング
オフができない場合、重大
な不利益を受ける恐れがあ
ります。



ちーべん

そのため、相談事例にお
いてもクーリングオフを利
用すれば契約を解除できそ
うにも思えます。しかし、
同法の規定は「営業のため

「悪夢を食べる」という伝説がある「バク」がモデル
になっており、赤いフレームの眼鏡をかけている。肩
にかけた赤いポシェットは県土の形をしていて、あし
らわれているのは弁護士バッジと同じヒマワリ。同会
のイベントで、着ぐるみが登場することもある。

ちーべんは県弁護士会のマスコットキャラクター。
「悪夢を食べる」という伝説がある「バク」がモデル
になっており、赤いフレームの眼鏡をかけている。肩
にかけた赤いポシェットは県土の形をしていて、あし
らわれているのは弁護士バッジと同じヒマワリ。同会
のイベントで、着ぐるみが登場することもある。

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。